評価実施　平成　30　年度　事務事業マネジメントシート（兼　事務事業コスト計算書）

事務事業名	№ 男女平等推進施策事業	所属部	政策経営部	所属課	市長室
政策名	№ 2 1 人権・平和・男女共同参画	所属係	平和・人権・ダイバーシティ推進係	課長名	吉田　徳史
施策名	№ 14 基本施策2　男女共同参画社会の実現と女性への総合的な支援	裁量性	裁量性が大きい事業		
予算科目	会計 一般　款 02　項 01　目 09　事業コード 01 04 08 00	法令根拠	男女共同参画社会基本法 国立市男女平等推進市民委員会条例		
事業期間	□ 単年度のみ　✔ 単年度繰返　□ 期間限定複数年度 → （ 30 年度 ～ 年度 ）				

事務事業の概要

事業の具体的な手順及び詳細（期間限定複数年度事業は全体像を記述）
【男女平等・男女共同参画推進計画の点検・評価と推進】
平成28年度に引き続き、国立市男女平等推進市民委員会において、「(仮称)国立市男女平等・男女共同参画推進条例」策定の審議を開催し、その後、タウンミーティングおよびパブリックコメントを実施。平成29年度7月に答申を受け、「国立市女性と男性と多様な性の平等参画を推進する条例」を制定した。
【男女平等推進啓発活動】
男女平等について市民や職員の理解と関心を高めるための啓発活動を実施。
【多摩3市男女共同参画推進共同研究会】
東京都市長会の多摩・島しょ広域連携事業助成金を活用し、小金井市、狛江市、国立市の3市による共同研究会を平成25年度より実施している。男女共同参画に関する研究やイベント、情報誌等の作成を行い成果を報告する。

この事業を開始した経緯（いつ、どのような経緯で開始したか）
不明

活動実績及び事業計画
平成29年度の実績（平成29年度に行った主な活動を具体的に記載）
・「国立市女性と男性と多様な性の平等参画を推進する条例」の制定　・多摩3市男女共同参画推進共同研究会による上記条例制定記念シンポジウムの開催　管理職で構成される男女平等推進会議や指名職員で構成させる男女平等参画兼DV対策担当連絡会を開催、市民向けに人権問題をテーマとした映画上映会、庁内職員向けにLGBT研修を実施。

平成30年度の事業計画（平成30年度に計画している主な活動を具体的に記載）
LGBT国内最大のイベント「東京レインボープライド2018」にてブース出展を行い、「国立市女性と男性と多様な性の平等参画を推進する条例」の周知およびアンケート調査の実施を行う。
女性支援担当と協力し、くにたち男女平等参画ステーション開設に向けて準備を行う。

。

(1) 事務事業の目的

この事業を実施する背景・課題等（なぜこの事業を行うのか）
現状として固定的な性別役割分担意識やそれに基づく社会慣行、性別を理由とした人権侵害や暴力であったり、女性と男性の間の格差、また性的指向や性自認等を理由とした差別や偏見といった課題がある。

事業の対象者及び対象とした理由（できるだけ細かくセグメント化する）
すべての市民

この事業による直接的な効果及び施策の成果向上への道すじ（裁量性の大きい事業のみ記載）
男女平等意識を向上させることで、男女平等参画社会を実現する。性別や性的指向、性自認等に関わりなく「自分らしく」生きることができる社会を実現させる。

(2)各指標等の推移

項目		名称		単位	平成26年度（決算）	平成27年度（決算）	平成28年度（決算）（A）	平成29年度（決算見込み）（B）	平成30年度（当初予算）	目標年度（目標値）	差額（B）-（A）
①	活動指標（事務事業の活動量を表す指標）	開催回数	ア	回	3	3	4	2	2	2	-2
		参加延べ人数	イ	人	313	99	185	116	120	120	-69
②	対象指標（対象の大きさを表す指標）	人口（4月1日時点）	ア	人	74303	74546	75054	75466	75932	75932	412
		ー	イ	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	#VALUE!
③	成果指標（事務事業の達成度を表す指標）	男女の役割が平等だと思う市民の割合	ア	%	43.6	36.1	38	35.9	38	38	-2.1
		ー	イ	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	#VALUE!
④	上位成果指標（施策の達成度を表す指標）	社会参画機会の男女比が適切だと思う市民の割合	ア	%	28.2	28.7	29.4	28.9	29.4	29.4	-0.5
		ー	イ	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	#VALUE!

(3)事務事業コストの推移

	項目		単位	平成26年度（決算）	平成27年度（決算）	平成28年度（決算）（A）	平成29年度（決算見込み）（B）	平成30年度（当初予算）	目標年度（目標値）	差額（B）-（A）
支出内訳	人に係るコスト	正規職員従事人数	人	2	2	2	2	2		
		延べ業務時間	時間	1,157	1,400	1,333	1,500	1,500		167
		正規職員人件費計（C）	千円	5,785	7,000	6,665	7,500	7,500	0	835
		再任用職員従事人数	人	0	0	0	0	0		
		延べ業務時間	時間	0	0	0	0	0		0
		再任用職員人件費計（D）	千円	0	0	0	0	0	0	0
		嘱託職員従事人数	人	1	1	2	2	2		
		延べ業務時間	時間	488	700	921	1,125	1,125		204
		嘱託職員人件費計（E）	千円	732	1,050	1,382	1,688	1,688	0	306
		人に係るコスト計（F）	千円	6,517	8,050	8,047	9,188	9,188	0	1,141
	物に係るコスト	物件費	千円	175	2,084	610	185	405		-425
		うち委託料	千円	0	1,531	0	12	25		12
		維持補修費	千円	0	0	0	0	0		0
		物に係るコスト計（G）	千円	175	2,084	610	185	405	0	-425
	移転支出的なコスト	扶助費	千円	0	0	0	0	0		0
		補助費等	千円	0	0	153	1,010	200		857
		繰出金	千円	0	0	0	0	0		0
		その他	千円	0	0	0	0	0		0
		移転支出的なコスト計（H）	千円	0	0	153	1,010	200	0	857
	その他	その他	千円	0	0	528	374	0		-154
	支出計（I）=(F)+(G)+(H)		千円	6,692	10,134	9,338	10,757	9,793	0	1,419
収入内訳	国庫支出金		千円	0	0	0	0	0		0
	都支出金		千円	0	0	0	0	0		0
	分担金及び負担金		千円	0	0	0	515	0		515
	使用料及び手数料		千円	0	0	0	0	0		0
	繰入金		千円	0	0	0	0	0		0
	その他		千円	0	0	0	0	0		0
	収入計（J）		千円	0	0	0	515	0	0	515
収支差額（K）=(J)-(I)			千円	-6,692	-10,134	-9,338	-10,242	-9,793	0	-904
一般財源投入割合			%	100%	100%	100%	95%	100%	#DIV/0!	

2　評価の部（CHECK）＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

公共関与性評価	① 公共関与の妥当性 なぜこの事業を行政が行わなければならないのか？税金を使う必要があるか、民間や受益者ができる事業か？かつ、行政が行うとした場合、国・都が行う事業か、それとも市が行う事業か？	□ 見直し余地がある　⇒［以下に理由を記入］　⇒3 改革・改善方向の部に反映 ✔ 妥当である　⇒［以下に理由を記入］ 男女平等意識の醸成及び男女共同参画社会の実現については、男女共同参画社会基本法第9条に地方自治体の責務が規定されており、市がこれに関与することは妥当である。
有効性評価	② 成果の向上余地 成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？	✔ 向上余地がある　⇒［以下に理由を記入］　⇒3 改革・改善方向の部に反映 □ 向上余地がない　⇒［以下に理由を記入］ 「国立市第5次男女平等・男女共同参画推進計画」の進捗状況調査を行い、今年度も状況把握に努め、課題の抽出を行う。また昨年度、「国立市女性と男性と多様な性の平等参画を推進する条例」を制定することができたので、広く市民に周知し、条例への理解を促すことで、市民の平等参画への意識向上に努める。
	③ 廃止・休止の成果への影響 事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	□ 影響無　⇒［以下に理由を記入］　⇒3 改革・改善方向の部に反映 ✔ 影響有　⇒［その内容］ 男女共同参画社会基本法には、地方公共団体が国に準じた施策を実施することについての責務が規定されており、また、市町村男女共同参画計画の策定に関しても努力義務が規定されている。このため、本事業を廃止した場合は、同法が要請する責務を果たせなくなる恐れがある。
	④ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには，この事務事業以外他に方法はないか？類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	✔ 他に手段がある　（具体的な手段，事務事業） ✔ 統廃合・連携ができる　⇒［以下に理由を記入］　⇒3 改革・改善方向の部に反映 □ 統廃合・連携ができない　⇒［以下に理由を記入］ □ 他に手段がない　⇒［以下に理由を記入］ 公民館等で行っている事業との連携の可能性はある。
効率性評価	⑤ 事業費の削減余地・歳入の確保余地 成果を下げずに事業費を削減できないか？（仕様や工法の適正化、住民の協力など） さらなる歳入を確保できないか？	□ 事業費削減（歳入確保）余地がある ⇒［以下に理由を記入］　⇒3 改革・改善方向の部に反映 ✔ 事業費削減（歳入確保）余地がない ⇒［以下に理由を記入］ 最小限の事業費で実施している。
	⑥ 人件費（延べ業務時間）の削減余地 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずにより正職員以外の職員や委託でできないか？（アウトソーシングなど）	□ 削減余地がある　⇒［以下に理由を記入］　⇒3 改革・改善方向の部に反映 ✔ 削減余地がない　⇒［以下に理由を記入］ 最小限の人員体制で実施している。条例策定については平成29年度に制定されたことで男女平等推進市民委員会事務局としての業務は減少となるが、今後、条例の周知および理解のためのシンポジウムやイベントの実施等の啓発事業等の業務の増加やそれに伴い市民からの問い合わせ対応も増加が予想されるため、削減できる余地はない。
公平性評価	⑦ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	□ 見直し余地がある　⇒［以下に理由を記入］　⇒3 改革・改善方向の部に反映 ✔ 公平・公正である　⇒［以下に理由を記入］ 全ての市民を対象としているため。

この事業の対象者からの意見（想定している効果と対象者の感じている効果のギャップはあるか？）（裁量性の大きい事業のみ記載）
人権週間イベントにおいて実施した映画上映会では国立市民48名と市外の方26名の参加があり、人権について考える良い企画だと思ったとのご意見や大多数の方が「大変良かった」「良かった」との感想で占められており、啓発活動をしていくことの意義を感じることができた。
条例制定記念シンポジウムにおいては、「自分の意識改革につながった」、教育の大切さとして「小学校・中学校・高校等で本条例に関する学習会を実施してほしい」などの意見があった。上記のように一人でも多くの市民に条例の意義について理解してもらいたい。

この事業は施策の成果向上や公益の増進に役立っているか？（裁量性の大きい事業のみ記載）
上記の通り、事業の実施により、市民の意識改革に着実に成果が現れている。今後も男女平等参画に向けた啓発事業を継続することでさらなる成果が期待できる。

3　評価結果の総括と今後の方向性（次年度計画と予算への反映）（ACTION）

(1) 担当課評価者としての評価結果

① 公共関与妥当性	✔ 適切	□ 見直し余地あり
② 有効性	□ 適切	✔ 見直し余地あり
③ 効率性	✔ 適切	□ 見直し余地あり
④ 公平性	✔ 適切	□ 見直し余地あり

(2) 全体総括（振り返り、反省点）
国立市男女平等推進市民委員会を3回開催し、その後、タウンミーティングを4回、パブリックコメントを平成29年5月1日から5月21日まで実施。平成29年8月に答申を受け、条例を制定した。また平成28年度に続き、各課に1名以上男女平等参画兼ドメスティック・バイオレンス対策推進員を配置し、推進員連絡会を2回開催した。今後も計画の着実な実施を目指し、庁内関係部署と連携して推進していく。

(3) 今後の事業の方向性（改革改善案）・・・具体的に記載
✔ 事業のやり方改善（有効性改善）　□ 事業のやり方改善（効率性改善）　□ 事業のやり方改善（公平性改善）
✔ 事業統廃合・連携　□ 縮小　□ 休止　□ 廃止
□ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）
公民館が実施している事業にも男女平等をテーマにしたものがあるため、今後連携しながら事業の実施や整理を行える可能性がある。

(4) 改革・改善による期待成果（廃止・休止の場合は記入不要）

成果＼コスト	削減	維持	増加
向上		○	
維持			×
低下		×	×

(5) 改革，改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策
市民や市議会からも、「(仮称)国立市男女平等・男女共同参画推進条例」の早期制定が求められ、平成29年度中に「国立市女性と男性と多様な性の平等参画を推進する条例」制定を行うことができ、平成30年4月から施行となった。
平成30年度は庁内職員および関係機関・民間企業の職員、市民への条例周知を徹底し、実効性のともなう条例になるよう努力が必要である。

(6) ＜目標達成基準，見直し・廃止基準＞この事業はどのような状態となれば目標が達成されたことになりますか。また、見直し・廃止となりますか？
男女平等推進施策事業はすべての人が性別等を理由とした人権侵害や暴力を受けることなく、その個性と能力を十分に発揮して自分らしく生きることができる社会を実現することを目標としている。男女共同参画社会基本法にも地方公共団体としての責務が規定されており、法律の要請がある限りは事業を廃止することはない。

事務事業マネジメントシート（兼 事務事業コスト計算書）

評価実施 平成 30 年度					
事務事業名	№ 女性等相談支援事業	所属部	政策経営部	所属課	市長室
政策名	№ 1 人権・平和・男女共同参画	所属係	男女平等・女性支援担当	課長名	吉田 徳史
施策名	№ 基本施策2 男女共同参画社会の実現と女性への総合的な支援	裁量性	裁量性が大きい事業		
予算科目	会計：一般／款：03／項：01／目：01／事業コード：01 01 44 03 0	法令根拠	売春防止法・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律・ｽﾄｰｶｰ行為等の規制等に関する法律		
事業期間	単年度のみ／✔ 単年度繰返／期間限定複数年度 → （ 24 年度 ～ 年度 ）				

事務事業の概要

事業の具体的な手順及び詳細（期間限定複数年度事業は全体像を記述）
女性相談支援については、売春防止法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律・ストーカー行為等の規制等に関する相談等について電話及び、面接相談で受理し相談者のエンパワーメントを促すことの出来るような相談支援を行った。相談の経過等によって社会資源の提供のほか、心理的なサポートをすることで相談者の決断を尊重するような支援を実施した。

夜間・休日女性相談については、平日の市役所閉庁時から開庁前、及び土曜・日曜・祝日について国立市内在住の女性を対象に電話相談を行い、支援に繋がりやすい環境を整えるほか、支援につながらなかった対象者の支援も含め、困難な状況におかれた女性達の支援を強化するためDV相談体制のあり方や充実に向けてｽｰﾊﾟｰビジョン研修を実施した。

この事業を開始した経緯（いつ、どのような経緯で開始したか）
平成24年度より、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律9条に基づき開始。

活動実績及び事業計画
平成29年度の実績（平成29年度に行った主な活動を具体的に記載）
女性相談延べ相談件数348件、夜間・休日女性相談事業 延べ相談件数 536件、研修実施回数 4回 スーパーバイザーを招き、スーパービジョン研修を行った。

平成30年度の事業計画（平成30年度に計画している主な活動を具体的に記載）
女性支援についてのマニュアルの作成他、DV被害者の情報保護について整理する。スーパービジョンについては前年度同様であるが、夜間・休日女性相談については、相談時インテークの工夫の他、相談時間の調整等、効率的な相談事業を行う。

1 現状把握の部（PLAN）（DO）

(1) 事務事業の目的

この事業を実施する背景・課題等（なぜこの事業を行うのか）
様々な理由で困難に陥ってしまった女性に関しては、DV被害等の女性特有の理由や課題解決が求められる。そのため婦人相談員として専門性をもって相談者に寄り添い相談対応する必要性がある。ｽｰﾊﾟｰﾋﾞｼﾞｮﾝ研修に関しては、DV、ｽﾄｰｶｰ被害に対して緊急的な措置を講じる場合、高い専門性が求められる。スーパービジョンをうけることで相談技術等の向上を行う必要性は、相談者の身体・生命を守る上でも高いと考えられる。夜間・休日女性相談に関しては、日中相談ができない困難を抱える女性達がおり、これまで視点が当てられていなかった。複合的な課題を抱える女性達が多く、早期対応が求められる事例もあると考えられたため。

事業の対象者及び対象とした理由（できるだけ細かくセグメント化する）
①女性相談→市内在住の女性
②スーパービジョン→DVに関わりのある関係部署職員等
③夜間・休日女性相談事業→市内在住の女性

この事業による直接的な効果及び施策の成果向上への道すじ（裁量性の大きい事業のみ記載）
ｽｰﾊﾟｰﾋﾞｼﾞｮﾝを受けることで、相談技術の向上のほか支援体制の強化についても図ることができるため、緊急対応をはじめとした対応から自立に向かう支援について対象者によりよい支援を行う効果が期待される。夜間・休日女性相談では行政窓口が閉庁している時間帯等に相談の間口を広げることにより、市民がこれまでより相談しやすくなり、早期対応等に結びつけることが出来る。また困難に陥る前の予防的な効果が期待できる。上記を実施することで、相談しやすい環境を作るほか、支援者（職員）相談支援技術の強化となり、女性相談支援全体の相談支援の底上げとなる。

(2)各指標等の推移

	項目	名称		単位	平成26年度（決算）	平成27年度（決算）	平成28年度（決算）（A）	平成29年度（決算見込み）（B）	平成30年度（当初予算）	目標年度（目標値）	差額（B）-（A）
①	活動指標（事務事業の活動量を表す指標）	研修回数	ア	回	4	4	4	4	4	4	0
		電話相談件数	イ	回			182	536	550	550	354
②	対象指標（対象の大きさを表す指標）	市職員数（嘱託・臨職含む）	ア	人	1,062	1,103	1,106	1,147	1,165		41
		市内の女性の人数	イ	人	37,775	38,185	38,457	38,676			219
③	成果指標（事務事業の達成度を表す指標）	研修参加者延べ人数	ア	人	61	25	27	12			-15
		市窓口で対応した相談件数	イ	件			232	348	350	350	116
④	上位成果指標（施策の達成度を表す指標）	DV等を受けた時に、どこにも相談しなかった（できなかった）市民の割合	ア	%		38.5	-	-			#VALUE!
		市内における女性の相談支援拠点	イ	箇所		1	3	3			0

(3)事務事業コストの推移

		項目	単位	平成26年度（決算）	平成27年度（決算）	平成28年度（決算）（A）	平成29年度（決算見込み）（B）	平成30年度（当初予算）	目標年度（目標値）	差額（B）-（A）
支出内訳	人に係るコスト	正規職員従事人数	人	2	2	2	2	2		
		延べ業務時間	時間	78	78	78	1,300	2,400		
		正規職員人件費計（C）	千円	390	390	390	6,500	12,000		
		再任用職員従事人数	人	1						
		延べ業務時間	時間	63						
		再任用職員人件費計（D）	千円	126	0	0	0	0		
		嘱託職員従事人数	人	1	3	2	2	1		
		延べ業務時間	時間	45	45	45	1,500	1,400		
		嘱託職員人件費計（E）	千円	68	68	68	2,250	2,100		
		人に係るコスト計（F）	千円	584	458	458	8,750	14,100		
	物に係るコスト	物件費	千円			960	1,920	1,908		
		うち委託料	千円			960	1,920	1,872		
		維持補修費	千円							
		物に係るコスト計（G）	千円	0	0	960	1,920	1,908		
	移転支出的なコスト	扶助費	千円							
		補助費等	千円	120	120	120	120	120		
		繰出金	千円							
		その他	千円							
		移転支出的なコスト計（H）	千円	120	120	120	120	120		
	その他	その他	千円							
	支出計（I）=(F)+(G)+(H)		千円	704	578	1,538	10,790	16,128		
収入内訳		国庫支出金	千円				2,402	3,525		
		都支出金	千円							
		分担金及び負担金	千円							
		使用料及び手数料	千円							
		繰入金	千円							
		その他	千円							
	収入計（J）		千円	0	0	0	2,402	3,525		
	収支差額（K）=(J)-(I)		千円	-704	-578	-1,538	-8,388	-12,603		
	一般財源投入割合		%	100%	100%	100%	78%	78%	#DIV/0!	

2 評価の部（CHECK）＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

公共関与性評価

① 公共関与の妥当性
なぜこの事業を行政が行わなければならないのか？税金を使う必要があるか、民間や受益者ができる事業か？かつ、行政が行うとした場合、国・都が行う事業か、それとも市が行う事業か？

☐ 見直し余地がある ⇒［以下に理由を記入］ ⇒3 改革・改善方向の部に反映
✔ 妥当である ⇒［以下に理由を記入］
左記の法律に基づいてDV支援等女性支援をする婦人相談員は行政職員であり、市民の安全を担保するために秘匿性の高い業務を行うほか、様々な困難を抱えた女性の支援をしている。その業務に対して支援強化を図り、専門性を高めるために、行政が事業を担うことが妥当である。また婦人相談員業務は基礎自治体におかれているため、市が行う事業である。

有効性評価

② 成果の向上余地
成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？

✔ 向上余地がある ⇒［以下に理由を記入］ ⇒3 改革・改善方向の部に反映
☐ 向上余地がない ⇒［以下に理由を記入］
対象者の自立に繋がる支援が必要である。リスク管理や一時保護等の安全確保について適切に行われることが水準の最低条件であるが、安全を確保する際には担当職員の判断に大きくゆだねられていることから、一定の基準や仕組みが必要となっており、課題を明確にすることで成果を向上させる。

③ 廃止・休止の成果への影響
事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？

☐ 影響無 ⇒［以下に理由を記入］ ⇒3 改革・改善方向の部に反映
✔ 影響有 ⇒［その内容］
DVやストーカー被害等を受けている女性の早期発見が出来ないほか、安全確保等が出来なくなる。

④ 類似事業との統廃合・連携の可能性
目的を達成するには，この事務事業以外他に方法はないか？類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？

☐ 他に手段がある （具体的な手段，事務事業）
☐ 統廃合・連携ができる ⇒［以下に理由を記入］ ⇒3 改革・改善方向の部に反映
☐ 統廃合・連携ができない ⇒［以下に理由を記入］
✔ 他に手段がない ⇒［以下に理由を記入］
両事業ともに、他に類似事業がない。

効率性評価

⑤ 事業費の削減余地・歳入の確保余地
成果を下げずに事業費を削減できないか？（仕様や工法の適正化、住民の協力など）
さらなる歳入を確保できないか？

☐ 事業費削減（歳入確保）余地がある ⇒［以下に理由を記入］ ⇒3 改革・改善方向の部に反映
✔ 事業費削減（歳入確保）余地がない ⇒［以下に理由を記入］
婦人相談員に対する補助金を受けている。現状以上の事業削減、及び歳入の確保については困難である。

⑥ 人件費（延べ業務時間）の削減余地
やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずにより正職員以外の職員や委託でできないか？（アウトソーシングなど）

☐ 削減余地がある ⇒［以下に理由を記入］ ⇒3 改革・改善方向の部に反映
✔ 削減余地がない ⇒［以下に理由を記入］
DV支援対策等を含む女性施策については、行政が担う役割であり外部に委託することは出来ない。
また延べ業務時間についても、削減の余地がない。

公平性評価

⑦ 受益機会・費用負担の適正化余地
事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？

✔ 見直し余地がある ⇒［以下に理由を記入］ ⇒3 改革・改善方向の部に反映
☐ 公平・公正である ⇒［以下に理由を記入］
夜間・休日女性相談については、当市在住者対象の事業であることの周知を要する。匿名性が高いことから、当市外からの相談電話も多い。どのように相談を受け付けていくかも検討する必要性がある。

この事業の対象者からの意見（想定している効果と対象者の感じている効果のギャップはあるか？）（裁量性の大きい事業のみ記載）
女性相談事業ではDV被害者等や居所がない方等、様々な困難を抱えた女性からの相談を受けサポートを実施した。相談者の状況や経過から当初の希望に必ずしも添うことの出来ない場合もあるが、その時にあった社会資源等を対象者に提示しながら相談者が自ら決断をすることに寄り添う支援を実施した。夜間・休日女性支援事業では、仕事のことや交友関係のことなどを中心に相談を受理し、相談の中で「聞いてもらえてよかった」と話す女性も多かった。

この事業は施策の成果向上や公益の増進に役立っているか？（裁量性の大きい事業のみ記載）
女性の相談窓口に関して入り口機能を充実させ、また相談につながった対象者の支援方法を強化し、外部からも最新情報や女性施策の視点を取り入れることで、女性相談支援全体としての底上げとなり、施策の成果向上や公益の増進に役立っていると考えられる。

3 評価結果の総括と今後の方向性（次年度計画と予算への反映）（ACTION）

(1) 担当課評価者としての評価結果

① 公共関与妥当性	✔ 適切	☐ 見直し余地あり
② 有効性	☐ 適切	✔ 見直し余地あり
③ 効率性	✔ 適切	☐ 見直し余地あり
④ 公平性	☐ 適切	✔ 見直し余地あり

(2) 全体総括（振り返り、反省点）
DV等被害者や様々な理由で困難な状況におかれた女性の問題は複雑になり、課題も多くある中で様々な切り口での問題解決が必要となり、更なる職員の資質向上が必要である。

(3) 今後の事業の方向性（改革改善案）・・・具体的に記載
✔ 事業のやり方改善（有効性改善） ☐ 事業のやり方改善（効率性改善） ✔ 事業のやり方改善（公平性改善）
☐ 事業統廃合・連携 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止
☐ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）
夜間・休日女性相談については、くにたち男女平等参画ステーションが設置された。それぞれの役割の分担のほか、相談する時間帯等の検討が必要となる。また、匿名性が高いために他市からの相談も多く、課題となっている。DV被害等に関してのマニュアルの整備のほか、秘匿性の高い個人情報を取り扱っていることから情報管理の観点で庁内全体として取り扱いに関しての方法の共有等が必要となっている。

(4) 改革・改善による期待成果（廃止・休止の場合は記入不要）

成果＼コスト	削減	維持	増加
向上		○	
維持			×
低下		×	×

(5) 改革，改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策
夜間・休日女性相談については、相談件数や相談内容、相談時間の精査をすることで整理をする。
また、匿名性が高いために他市からの相談も多く、課題となっていることから相談時のインテークの方法等の検討を要する。
DVや女性相談事業に関する一定の基準を設けるためにマニュアルの整備のほか、個人情報の管理について、検討を行う必要性がある。

(6) ＜目標達成基準，見直し・廃止基準＞この事業はどのような状態となれば目標が達成されたことになりますか。また、見直し・廃止となりますか？
女性が困難性や複合的な課題について、市・地域の支援団体・関係機関等とが連携し、エンパワーメントを図る中で、相談者が自立ができること。
また、女性が自立をするために、頼ることのできる相談先等を当事業のほかに複数見つけることができ、つながりをもっていること。

事務事業マネジメントシート（兼　事務事業コスト計算書）

評価実施　平成　30　年度					
事務事業名	№ 女性等緊急一時保護事業	所属部	政策経営部	所属課	市長室
政策名	№ 1 人権・平和・男女共同参画	所属係	男女平等・女性支援担当	課長名	吉田　徳史
施策名	№ 基本施策2　男女共同参画社会の実現と女性への総合的な支援	裁量性	裁量性が大きい事業		
予算科目	会計：一般　款 0 3　項 0 1　目 0 1　事業コード 0 1 3 9 0	法令根拠	売春防止法・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律・ｽﾄｰｶｰ行為等の規制等に関する		
事業期間	□単年度のみ　✔単年度繰返　□期間限定複数年度 → （　昭和50　年度　～　　年度　）				

事務事業の概要

事業の具体的な手順及び詳細（期間限定複数年度事業は全体像を記述）
平成13年4月施行の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の立法主旨に鑑み国立市においても配偶者からの暴力被害が増えている中で、暴力被害を受けている女性等に対して緊急一時保護を実施することにより生活の安定と自立支援を図る。
※平成27年度から「女性等緊急一時保護費支給事業」と統合。
※平成29年度より、ひとり親・女性支援係から当係に担当所管が変更となった。

この事業を開始した経緯（いつ、どのような経緯で開始したか）
平成13年4月施行の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の立法趣旨に鑑み、国立市においても配偶者からの暴力被害が増えている中で、暴力被害を受けている女性等に対して緊急一時保護を実施することにより生活の安定と自立支援を図ることを目的として開始。

活動実績及び事業計画
平成29年度の実績（平成29年度に行った主な活動を具体的に記載）
緊急保護体制を整える。29年度一時保護委託は3件で、緊急一時保護費支給事業についての実績は0件であった。

平成30年度の事業計画（平成30年度に計画している主な活動を具体的に記載）
緊急一時保護体制を常に整備しておく。

1　現状把握の部（PLAN）（DO）

(1) 事務事業の目的

この事業を実施する背景・課題等（なぜこの事業を行うのか）
受け入れのできる場所をできるだけ多く確保することにより、DV被害を受けた女性や子供の身の安全を保障するため。

事業の対象者及び対象とした理由（できるだけ細かくセグメント化する）
夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）等の家庭内暴力等から緊急に避難し、保護が必要と判断される女性及び子供

この事業による直接的な効果及び施策の成果向上への道すじ（裁量性の大きい事業のみ記載）
自立支援を助長するためには、DV被害者とその子どもの安全を確保することが大前提となる。この事業を行うことで安心した生活が送れるようにするための自立支援を行うことで、差別・排除・暴力のない誰もが安心安全に暮らせる社会への効果となる。

(2)各指標等の推移

項目	名称		単位	平成26年度（決算）	平成27年度（決算）	平成28年度（決算）（A）	平成29年度（決算見込み）（B）	平成30年度（当初予算）	目標年度（目標値）	差額（B）-（A）
① 活動指標（事務事業の活動量を表す指標）	相談件数	ア		31	51	50	53	55	55	3
		イ								0
② 対象指標（対象の大きさを表す指標）	保護を必要とする女性等の人数	ア								0
		イ								0
③ 成果指標（事務事業の達成度を表す指標）	緊急一時保護件数	ア		1	1	1	3	3	3	2
		イ								0
④ 上位成果指標（施策の達成度を表す指標）		ア								0
		イ								0

(3)事務事業コストの推移

	項目		単位	平成26年度（決算）	平成27年度（決算）	平成28年度（決算）（A）	平成29年度（決算見込み）（B）	平成30年度（当初予算）	目標年度（目標値）	差額（B）-（A）
支出内訳	人に係るコスト	正規職員従事人数	人	2	2	2	2	2		
		延べ業務時間	時間	212	212	212	1,300	1,200		
		正規職員人件費計（C）	千円	1,060	1,060	1,060	6,500	6,000		
		再任用職員従事人数	人	1				0		
		延べ業務時間	時間	180						
		再任用職員人件費計（D）	千円	360	0	0	0	0		
		嘱託職員従事人数	人	1	2	2	2	1		
		延べ業務時間	時間	75	255	255	700	600		
		嘱託職員人件費計（E）	千円	113	383	383	1,050	900		
		人に係るコスト計（F）	千円	1,533	1,443	1,443	7,550	6,900		
	物に係るコスト	物件費	千円	150	143	332	474	290		
		うち委託料	千円	120	120	92	196	196		
		維持補修費	千円							
		物に係るコスト計（G）	千円	150	143	332	474	290		
	移転支出的なコスト	扶助費	千円	100						
		補助費等	千円					200		
		繰出金	千円							
		その他	千円							
		移転支出的なコスト計（H）	千円	100	0	0	0	200		
	その他	その他	千円							
	支出計（I）=(F)+(G)+(H)		千円	1,783	1,586	1,775	8,024	7,390		
収入内訳	国庫支出金		千円							
	都支出金		千円	0	0	0	0	198		
	分担金及び負担金		千円							
	使用料及び手数料		千円							
	繰入金		千円							
	その他		千円							
	収入計（J）		千円	0	0	0	0	198		
収支差額（K）=(J)-(I)			千円	-1,783	-1,586	-1,775	-8,024	-7,192		
一般財源投入割合			%	100%	100%	100%	100%	97%	#DIV/0!	

2　評価の部（CHECK）＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

公共関与性評価	① 公共関与の妥当性 なぜこの事業を行政が行わなければならないのか？税金を使う必要があるか、民間や受益者ができる事業か？かつ、行政が行うとした場合、国・都が行う事業か、それとも市が行う事業か？	□見直し余地がある　⇒［以下に理由を記入］　⇒3 改革・改善方向の部に反映 ✔妥当である　⇒［以下に理由を記入］ 暴力被害は、個人では解決できない状況にまでなってきている中、民間や地域に個人の生命に関わることを託すのは適当でなく被害を拡大しかねない。よって、本人はもちろん周囲の安全を確保する上からも住民の生活の安心、安全を保障するのは行政が担うべきことと考える。
有効性評価	② 成果の向上余地 成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？	□向上余地がある　⇒［以下に理由を記入］　⇒3 改革・改善方向の部に反映 ✔向上余地がない　⇒［以下に理由を記入］ 緊急一時保護後の生活支援について自立出来るまで長期にわたる支援が必要。
	③ 廃止・休止の成果への影響 事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	□影響無　⇒［以下に理由を記入］　⇒3 改革・改善方向の部に反映 ✔影響有　⇒［その内容］ 暴力被害等を受けた方に対しての支援について、廃止・休止となった場合、市民の生命・安全を守ることができなくなる。
	④ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには，この事務事業以外他に方法はないか？類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	□他に手段がある　（具体的な手段，事務事業） □統廃合・連携ができる　⇒［以下に理由を記入］　⇒3 改革・改善方向の部に反映 □統廃合・連携ができない　⇒［以下に理由を記入］ ✔他に手段がない　⇒［以下に理由を記入］ 目標を達成するには、本事業以外に方法はない。
効率性評価	⑤ 事業費の削減余地・歳入の確保余地 成果を下げずに事業費を削減できないか？（仕様や工法の適正化、住民の協力など） さらなる歳入を確保できないか？	□事業費削減（歳入確保）余地がある ⇒［以下に理由を記入］　⇒3 改革・改善方向の部に反映 ✔事業費削減（歳入確保）余地がない ⇒［以下に理由を記入］ 民間保護施設との委託契約は、常に整備されていなければならない。
	⑥ 人件費（延べ業務時間）の削減余地 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずに正職員以外の職員や委託でできないか？（アウトソーシングなど）	□削減余地がある　⇒［以下に理由を記入］　⇒3 改革・改善方向の部に反映 ✔削減余地がない　⇒［以下に理由を記入］ 緊急一時保護に関しては、外部委託は望ましくない。嘱託職員に全てを任せることは困難。
公平性評価	⑦ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	□見直し余地がある　⇒［以下に理由を記入］　⇒3 改革・改善方向の部に反映 ✔公平・公正である　⇒［以下に理由を記入］ 緊急に避難し、保護が必要と認められる者すべて対象としているので公平公正である。

この事業の対象者からの意見（想定している効果と対象者の感じている効果のギャップはあるか？）（裁量性の大きい事業のみ記載）
緊急的な対応の場合に利用し、また利用前に説明を行う場合がほとんどのため、想定している効果と対象者の感じている効果のギャップは大きくないと考えられる。（入所期間等についても、概ね相談できるなど柔軟性はあると考えられる。）

この事業は施策の成果向上や公益の増進に役立っているか？（裁量性の大きい事業のみ記載）
DV等の被害を受けた女性や子どもの安全を守ることで、施策の成果向上や公益の増進に役立っていると考えられる。

3　評価結果の総括と今後の方向性（次年度計画と予算への反映）（ACTION）

(1) 担当課評価者としての評価結果

① 公共関与妥当性	✔適切	□見直し余地あり
② 有効性	✔適切	□見直し余地あり
③ 効率性	✔適切	□見直し余地あり
④ 公平性	✔適切	□見直し余地あり

(2) 全体総括（振り返り、反省点）
配偶者及び、ﾊﾟｰﾄﾅｰ、子どもからの相談が増えている中、精神的にも追い詰められ、市第に生活そのものの維持が困難な状況になっている実態がある。また、保護されても不安感が拭えず、精神的なダメージが大きいため、自立に至るまでの長期的な支援が必要なケースも多くなっている。
なお、被害を受けていてもｼｪﾙﾀｰを選択しないケースも見受けられる中で、そのような場合に、どのように相談者の安全を確保するのかが課題である。

(3) 今後の事業の方向性（改革改善案）・・・具体的に記載
□事業のやり方改善（有効性改善）　□事業のやり方改善（効率性改善）　□事業のやり方改善（公平性改善）
□事業統廃合・連携　□縮小　□休止　□廃止
✔現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）
被害者の自立まで、長期の支援及び経済的援助が必要。尚、緊急一時保護を行う際に、他課との連携は必要不可欠であるため、対応方法に対して一定の基準（マニュアル等）の整備が必要であると考える。

(4) 改革・改善による期待成果（廃止・休止の場合は記入不要）

成果＼コスト	削減	維持	増加
向上		○	
維持			×
低下		×	×

(5) 改革，改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策
被害者の早期発見、迅速な対応、身の安全の確保、自立までの絶え間ない支援が求められる。庁内外の関係機関との連携、情報共有、支援者の研修参加による支援力の強化を図る必要がある。

(6) ＜目標達成基準，見直し・廃止基準＞この事業はどのような状態となれば目標が達成されたことになりますか。また、見直し・廃止となりますか？
利用者が安全を確保し休息し、新たな生活に向けてのスタートを切ることができる。DV等の女性に対する暴力のない社会が実現された場合に本事業は廃止となると判断される。